

燕・弥彦総合事務組合理約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、  
燕・弥彦総合事務組合理約（平成18年1月6日新潟県市町村第1351号  
許可）を次のとおり変更するものとする。

令和5年3月2日提出

燕市長 鈴木 力

## 燕・弥彦総合事務組合理約の一部を変更する規約

燕・弥彦総合事務組合理約（平成18年1月6日新潟県市町村第1351号）の一部を次のように変更する。

第16条第1項第3号中「投入量割(前々年の4月1日から前年の10月31日までの実績による。) 100%」を削り、同号に次のように加える。

### ア 設置に要する経費

投入量割(前々年の4月1日から前年の10月31日までの実績による。) 90%

均等割 10%

### イ 維持管理に要する経費

投入量割(前々年の4月1日から前年の10月31日までの実績による。) 100%

### 附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。